

年次	當事者區分		年次	結果		未決	合計
	原告內國人	原告外國人		判決	和解		
明治十四年	20	26	10	11	3	19	29
明治十五年	26	81	11	14	2	27	29
明治十六年	17	66	11	16	1	28	29
明治十七年	63	237	10	14	1	25	29
明治十八年	38	167	8	16	1	25	29
明治十九年	23	111	5	19	1	25	29
明治二十年	38	205	8	26	1	35	38
明治二十一年	31	107	11	14	1	26	31
明治二十二年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十三年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十四年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十五年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十六年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十七年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十八年	31	110	11	14	1	26	31
明治二十九年	31	110	11	14	1	26	31
明治三十年	31	110	11	14	1	26	31
明治三十一年	31	110	11	14	1	26	31
明治三十二年	31	110	11	14	1	26	31
明治三十三年	31	110	11	14	1	26	31
明治三十四年	31	110	11	14	1	26	31
合計	883	2944	71	103	11	185	883

本表ノ内外國人ニ係ル訴訟件數及本表ノ外在外國領事廳ニテ處斷セシ訴訟件數ヲ左ニ掲ク

年次	總計	原告內國人	原告外國人	雙方外國人
明治十四年	20	26	17	6
明治十五年	26	81	11	6
明治十六年	17	66	11	6
明治十七年	63	237	10	6
明治十八年	38	167	8	6
明治十九年	23	111	5	6
明治二十年	38	205	8	6
明治二十一年	31	107	11	6
明治二十二年	31	110	11	6
明治二十三年	31	110	11	6
明治二十四年	31	110	11	6
明治二十五年	31	110	11	6
明治二十六年	31	110	11	6
明治二十七年	31	110	11	6
明治二十八年	31	110	11	6
明治二十九年	31	110	11	6
明治三十年	31	110	11	6
明治三十一年	31	110	11	6
明治三十二年	31	110	11	6
明治三十三年	31	110	11	6
明治三十四年	31	110	11	6
合計	883	2944	71	185

在韓國領事廳處斷

第八五 地方裁判所控訴件數種類

裁判所	舊受		新受		合計	棄却		廢棄		取下	和解		命令	合計	未決	土地建物及船舶		金錢		米穀物品		證券雜事	
	舊受	新受	合計	合計		合計	合計	合計	合計		合計	合計				合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	
東京	150	334	484	142	116	81	11	2	342	142	5	13	257	14	51	342	14	51	14	51	14	51	
大阪	110	218	328	66	29	31	1	1	126	53	3	7	88	1	2	4	4	2	4	2	4	2	
京都	61	118	179	41	29	31	1	1	109	79	1	1	78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神戶	61	118	179	41	29	31	1	1	109	79	1	1	78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
名古屋	61	118	179	41	29	31	1	1	109	79	1	1	78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前橋	51	104	155	38	27	31	1	1	98	66	1	1	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
靜岡	51	104	155	38	27	31	1	1	98	66	1	1	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
甲府	51	104	155	38	27	31	1	1	98	66	1	1	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
長野	51	104	155	38	27	31	1	1	98	66	1	1	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟	51	104	155	38	27	31	1	1	98	66	1	1	66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	995	2183	3178	454	317	342	14	5	1426	454	13	257	142	51	342	14	51	14	51	14	51		

民事及刑事裁判 地方裁判所控訴件數種類

年次	舊受	新受	合計	棄却	廢棄	取下	和解	命令	合計	未決	土地	船舶	建築物及金錢	米穀	物品	證券	雜事	合計
明治三十二年	二〇五三	五、五〇〇	七、五五三	二、四三〇	一、六二五	一、一七〇	二六	一七	五、二六八	二、二八五	四〇八	一九六三	四九七	二一九	一九九	三六	七三	五、二六八
同三十一年	一、七九四	四、七七一	六、五六五	二、〇六三	一、三四四	一、〇五七	三四	一四	四、五一二	二、〇五三	四九八	一、八二一	八〇一	二二九	一九一	四一	五七〇	四、五一二
同三十年	一、六六七	五、〇八〇	六、七四七	二、二八六	一、四八八	一、〇九三	五一	三五	四、九五三	一、七九四	五七七	二、〇三三	一、一六	二二七	二四四	四六	五四〇	四、九五三
同二十九年	一、六七八	五、二二一	六、九〇九	二、六〇七	一、五九七	九七九	三八	二二	五、二四二	一、六六七	六六七	一、八九三	三三三	一八二	二一九	四一	六二	五、二四二
明治三十四年	總計	雙方外國人	控訴人外國人	控訴人內國人	當事者區分	舊	受新	受合	計	棄却	廢棄	取下	合計	未決	結果	結果	結果	結果
同三十三年	三	一	二	三	九	二	四	五	二	二	四	二	二	三	三	三	三	三
同三十二年	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第八六

破産件數及復權申立件數 (※ハ棄却)

明治三十四年

東	院訴控	地	方	裁	前	越	年	ヨ	宣	告	年	內	合	計	一	個	人	終	局	種	別	數	未	終	局	債	終	局	債	復	權	申	立		
																																		東	東
千	橫	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	
葉	濱	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京

阪	大	京	新	長	甲	靜	前	浦	宇	水	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
																																			阪	大	京
鳥	高	高	德	和	富	金	福	大	岡	神	奈	大	京	新	長	甲	靜	前	浦	宇	水	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
取	松	知	島	山	山	澤	井	津	山	戶	良	阪	都	瀉	野	府	岡	橋	和	宮	戶	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

民事及刑事裁判

破産件數及復權申立件數